

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案新旧対照条文

独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等（第十条 第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 センターは、前項に規定するもののほか、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）のための調査等を行うことを目的とする。</p> <p>（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 センターに、役員として、理事五人以内を置くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条・第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。</p>

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと(次号に掲げるものを除く。)

二 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。

三 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 前項第二号の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り、行うことができる。

4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(調査結果の公表等)

第十一条 センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(区分経理)

第十二条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十条第一項及び第四項に規定する業務
- 二 第十条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十三条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

(緊急時の要請)

(積立金の処分)

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

(緊急時の要請)

<p>第十四条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。</p> <p>2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施しなければならない。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十三条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。</p>	<p>第十二条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十条第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。</p> <p>2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。</p>

海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章第三章（略）</p> <p>第四章 海洋水産資源の自主的な管理に関する協定（第十三条 第十八条）</p> <p>第五章 補則（第十九条 第二十一条）</p> <p>第六章 罰則（第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資</p>	<p>目次</p> <p>第一章第三章（略）</p> <p>第三章の二 海洋水産資源の自主的な管理に関する協定（第十二条の二 第十二条の七）</p> <p>第四章 海洋水産資源開発センター</p> <p>第一節 総則（第十三条 第二十一条）</p> <p>第二節 設立（第二十二条 第二十六条）</p> <p>第三節 管理（第二十七条 第三十四条）</p> <p>第四節 業務（第三十五条 第三十七条）</p> <p>第五節 財務及び会計（第三十八条 第四十五条）</p> <p>第六節 監督（第四十六条・第四十七条）</p> <p>第七節 雑則（第四十八条 第五十条）</p> <p>第五章 補則（第五十一条 第五十三条）</p> <p>第六章 罰則（第五十四条 第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資</p>

源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

#### 第四章 海洋水産資源の自主的な管理に関する協定

(資源管理協定の締結)

第十三条 (略)

(資源管理協定の認定等)

第十四条 (略)

(認定資源管理協定への参加のあつせん)

第十五条 第十三条第一項の認定を受けた資源管理協定(以下「認定資源管理協定」という。)に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者(認定資源管理協定の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下「特定漁業者」という。)(又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないもの)に対し認定資源管理協定を示して参加を求めた場合に

源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査等を行うことを目的とする海洋水産資源開発センターの制度を確立すること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

#### 第三章の二 海洋水産資源の自主的な管理に関する協定

(資源管理協定の締結)

第十二条の二 (略)

(資源管理協定の認定等)

第十二条の三 (略)

(認定資源管理協定への参加のあつせん)

第十二条の四 第十二条の二第一項の認定を受けた資源管理協定(以下「認定資源管理協定」という。)(に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者(認定資源管理協定の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下「特定漁業者」という。)(又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないもの)に対し認定資源管理協定を示して参加を求め

においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、行政庁に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 (略)

(水産業協同組合法の特例)

第十六条 (略)

一 特定漁業者たる組合員(以下「特定組合員」という。)が第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定組合員に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員

二 第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則をいう。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項の変更を除く。第四項第二号において同じ。) 特定組合員であつて当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有するもの

2~3 (略)

4 (略)

一 会員たる漁業協同組合の特定組合員及び会員たる漁業協同組合又は漁業生産組合で特定漁業者であるもの(以下「漁業自営組合」という。)が第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に違反

た場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、行政庁に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 (略)

(水産業協同組合法の特例)

第十二条の五 (略)

一 特定漁業者たる組合員(以下「特定組合員」という。)が第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定組合員に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員

二 第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則をいう。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項の変更を除く。第四項第二号において同じ。) 特定組合員であつて当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有するもの

2~3 (略)

4 (略)

一 会員たる漁業協同組合の特定組合員及び会員たる漁業協同組合又は漁業生産組合で特定漁業者であるもの(以下「漁業自営組合」という。)が第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に

<p>した場合に当該特定組合員を直接若しくは間接の構成員とする漁業協同組合（以下「特定組合員所属組合」という。）又は当該漁業自営組合に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員所属組合及び漁業自営組合</p> <p>二 第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う第一項第二号に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更 当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する者を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合</p> <p>5 (略)</p>	<p>違反した場合に当該特定組合員を直接若しくは間接の構成員とする漁業協同組合（以下「特定組合員所属組合」という。）又は当該漁業自営組合に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員所属組合及び漁業自営組合</p> <p>二 第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う第一項第二号に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更 当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する者を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合</p> <p>5 (略)</p>
<p>(漁業法等による措置)</p> <p>第十七条 (略)</p>	<p>(漁業法等による措置)</p> <p>第十二条の六 (略)</p>
<p>(行政庁)</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>(行政庁)</p> <p>第十二条の七 (略)</p>
	<p>第四章 海洋水産資源開発センター</p> <p>第一節 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第十三条 海洋水産資源開発センターは、海洋水産資源の開発及び利</p>



用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第十四条 海洋水産資源開発センター(以下「開発センター」という。)は、法人とする。

(数)

第十五条 開発センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 開発センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 開発センターは、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、開発センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 開発センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 開発センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて開発セ

ンターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十九条 開発センターは、その名称中に海洋水産資源開発センターという文字を用いなければならない。

2 開発センターでない者は、その名称中に海洋水産資源開発センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第二十条 開発センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、開発センターについて準用する。

## 第二節 設立

(発起人)

第二十二条 開発センターを設立するには、海洋水産資源の開発及び利用の合理化について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し開

発センターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(設立の認可)

第二十三条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を農林水産大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四条 農林水産大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行われ、海洋水産資源の開発及び利用の合理化に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

(事務の引継ぎ)

第二十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を開発センターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 開発センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十六条 開発センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 開発センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

### 第三節 管理

#### (定款記載事項)

第二十七条 開発センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員を選任方法その他の役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法
- 十一 設立当初の役員

2 開発センターの定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 開発センターに、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 開発センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

3 役員を選任は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員職務及び権限)

第二十九条 理事長は、開発センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して開発センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、開発センターの業務を監査する。

(役員兼職禁止)

第三十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 開発センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が開発センターを代表する。

(評議員会)

第三十二条 開発センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、海洋水産資源の開発及び利用の合理化について学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十三条 開発センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十四条 開発センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第四節 業務

(業務)

第三十五条 開発センターは、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査を行うこと。

二 海洋の漁場における新漁業生産方式であつて漁業者団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査を行うこと。

<p>一の三 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況その他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査を行うこと。</p> <p>二 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>三 前各号の業務に附帯する業務</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、第十三条の目的を達成するため必要な業務</p>	<p>2 開発センターは、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。</p> <p>3 開発センターは、第一項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(業務方法書)</p> <p>第三十六条 開発センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>(調査結果の公表等)</p> <p>第三十七条 開発センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

#### 第五節 財務及び会計

##### (事業年度)

第三十八条 開発センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

##### (予算等の認可)

第三十九条 開発センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

##### (財務諸表)

第四十条 開発センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林水産大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 開発センターは、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

##### (書類の送付)



第四十一条 開発センターは、第三十九条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十二条 開発センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 開発センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十三条 開発センターは、農林水産大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 開発センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林水産省令への委任)

第四十五条 この法律に規定するもののほか、開発センターの財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### 第六節 監督

(報告及び検査)

第四十六条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、開発センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、開発センターの事務所その他の事業所(開発センターが借り入れてその業務の用に供している船舶を含む。)に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第四十七条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、開発センターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく農林水産大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、開発センターに対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、開発センターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七節 雑則

(出資者原簿)

第四十八条 開発センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

- 2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
  - 三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。  
(解散)

第四十九条 開発センターは、解散した場合において、その債務を弁

済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、開発センターの解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第五十条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十六条第二項、第三十五条第三項、第三十六条第一項、第三十九条又は第四十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第三十六条第二項又は第四十五条の農林水産省令を定めようとするとき。

三 第四十条第一項又は第四十四条の承認をしようとするとき。

(漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請)

第十九条 (略)

(関係行政機関等の協力)

第二十条 (略)

(適用除外)

第二十一条 (略)

済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、開発センターの解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第五十条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十六条第二項、第三十五条第三項、第三十六条第一項、第三十九条又は第四十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第三十六条第二項又は第四十五条の農林水産省令を定めようとするとき。

三 第四十条第一項又は第四十四条の承認をしようとするとき。

(漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請)

第五十一条 (略)

(関係行政機関等の協力)

第五十二条 (略)

(適用除外)

第五十三条 (略)

第六章 罰則

第六章 罰則

第五十四条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした開発センターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした開発センターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第二項の規定に違反した者

第二十二條 第九條第一項又は第十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行（平成十五年一月一日施行）</p>
<p>（資源管理規程）                  第十一条の二（略）                  2～5（略）                  6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十三条第一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下この項において「漁業権行使規則等」という。）が存在する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものでなければならない。</p> <p>7～8（略）</p>	<p>（資源管理規程）                  第十一条の二（略）                  2～5（略）                  6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十二条の二第一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下この項において「漁業権行使規則等」という。）が存在する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものでなければならない。</p> <p>7～8（略）</p>

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第十五条関係）

改正案	別表第一（第二条関係）			
	名称	根拠法	(中略)	(中略)
現行	別表第一（第二条関係）			
	名称	根拠法	(中略)	(中略)
改正案	科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）	海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
	(以下略)	(以下略)	(中略)	(中略)
現行	科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）	海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
	(以下略)	(以下略)	(中略)	(中略)
改正案	科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）	海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
	(以下略)	(以下略)	(中略)	(中略)
現行	科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）	海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
	(以下略)	(以下略)	(中略)	(中略)

独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）（附則第十六条関係）

別表（第一条関係）		名称	（中略）	海洋科学技術センター	（以下略）	科学技術振興事業団	（以下略）
		根拠法	（中略）	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）		
別表（第一条関係）		名称	（中略）	海洋科学技術センター	（以下略）	科学技術振興事業団	（以下略）
		根拠法	（中略）	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）		
別表（第一条関係）		名称	（中略）	海洋科学技術センター	（以下略）	科学技術振興事業団	（以下略）
		根拠法	（中略）	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）		
別表（第一条関係）		名称	（中略）	海洋科学技術センター	（以下略）	科学技術振興事業団	（以下略）
		根拠法	（中略）	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）	科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）		